

内閣府  
○法務省令第 号  
財務省

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法務大臣 小泉 龍司

財務大臣 鈴木 俊一

内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令等の一部を改正する命令

（内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部改正）

第一条 内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年内閣府法務省令第二号）の一部を次のように改正する。  
財務省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p style="text-align: center;">(電磁的記録による保存)</p> <p>第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p style="text-align: center;">〔2・3 略〕</p> <p style="text-align: center;">(電磁的記録による交付等)</p> <p>第八条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法律の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない</p>
改正前	<p style="text-align: center;">(電磁的記録による保存)</p> <p>第四条 〔同上〕</p> <p>一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p style="text-align: center;">〔2・3 同上〕</p> <p style="text-align: center;">(電磁的記録による交付等)</p> <p>第八条 〔同上〕</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>ない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「略」</p>
	<p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「同上」</p>

(特別振替機関の監督に関する命令の一部改正)

第二条 特別振替機関の監督に関する命令(平成十四年<sup>内閣府</sup>法律<sup>財務省</sup>第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
<p>第三条 法第四条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下「同じ。」をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>〔項を削る。〕</p> <p>〔項を削る。〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第二十條 〔略〕</p> <p>(特定合併の認可申請)</p>	<p>第三条 法第四条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。</p> <p>2   前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X六〇五に規定する方式</p> <p>3   第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一 申請者の商号</p> <p>二 申請年月日</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>第二十條 〔同上〕</p> <p>(特定合併の認可申請)</p>

3 法第二十五条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。

(新設分割の認可申請)

第二十一条 「略」

2 「略」

3 法第二十七条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。

(吸収分割の認可申請)

第二十二条 「略」

2 「略」

3 法第二十九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。

(事業譲渡の認可申請)

第二十三条 「略」

2 「略」

3 法第三十一条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。

(電磁的方法による招集通知の発出)

第二十五条 特別振替機関は、法第三十四条第三項の規定により電

3 法第二十五条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

(新設分割の認可申請)

第二十一条 「同上」

2 「同上」

3 法第二十七条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

(吸収分割の認可申請)

第二十二条 「同上」

2 「同上」

3 法第二十九条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

(事業譲渡の認可申請)

第二十三条 「同上」

2 「同上」

3 法第三十一条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

(電磁的方法による招集通知の発出)

第二十五条 「同上」

<p>磁的方法による通知を發出しようとするときは、あらかじめ、その加入者に対し、当該特別振替機関の用いる電磁的方法の種類及び内容として次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 次に掲げる電磁的方法のうち、特別振替機関が使用するもの 「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「略」</p> <p>〔2〕4 略</p> <p>(電磁的方法による議決権の行使)</p> <p>第二十七条 「略」</p> <p>2 前項の電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものである。</p> <p>〔3〕4 略</p>	<p>一 「同上」 「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上</p> <p>(電磁的方法による議決権の行使)</p> <p>第二十七条 「同上」</p> <p>2 前項の電磁的記録は、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供される磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものである。</p> <p>〔3〕4 同上</p>
--	---

備考 表中の「」の記載は注記である。



(口座管理機関に関する命令の一部改正)

第三条 口座管理機関に関する命令(平成十四年<sup>内閣府</sup>法律<sup>財務省</sup>第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(外国口座管理機関の指定の申請)            第四条 「略」            「2～4 略」</p> <p>5 指定国内上位機関に対する第一項の指定申請書又は当該指定申請書に添付すべき書類（以下この項において「指定申請書等」という。）の提出については、当該指定申請書等が電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。第三号において同じ。）で作成されている場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものをもって行うことができる。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。第九条第一項第三号において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>6 「略」</p> <p>(電磁的方法による情報の提供)            第九条 法第二百七十七条に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>	<p>(外国口座管理機関の指定の申請)            第四条 「同上」            「2～4 同上」</p> <p>5 指定国内上位機関に対する第一項の指定申請書又は当該指定申請書に添付すべき書類（以下この項において「指定申請書等」という。）の提出については、当該指定申請書等が電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。）で作成されている場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものをもって行うことができる。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>6 「同上」</p> <p>(電磁的方法による情報の提供)            第九条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	2 〔略〕
	2 〔同上〕

(国債の振替に関する命令の一部改正)

第四条 国債の振替に関する命令(平成十四年内閣府法律省令第三号)の一部を次のように改正する。

財務省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(振替口座簿の電磁的記録の方法)</p> <p>第二条 法第九十一条第六項に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(振替口座簿の電磁的記録の方法)</p> <p>第二条 法第九十一条第六項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。</p>

附 則

この命令は、公布の日から施行する。